

第9期川口市分別収集計画

令和元年6月

川 口 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る 分別の区分（法第8条第2項第3号）	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

《 資 料 編 》

1	容器包装廃棄物の排出量の見込み算出根拠	8
2	分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の見込み算出根拠	9

1 計画策定の意義

本市の一般廃棄物排出量は、人口の増加が続いている中、平成17年度以降は、減少傾向で推移している。しかしながら、本市は市内に最終処分場を保有していないことから廃棄物の発生を更に抑制する必要がある。また、ごみの発生を抑制し、資源を繰り返し有効に使うことは、地球温暖化の防止をはじめとする環境負荷低減の側面からも非常に重要である。

本市は、平成14年12月から、それまでの分別収集品目に加え、プラスチック製容器包装および紙類の分別収集を実施し、資源循環型廃棄物処理体制を推進してきたところであるが、平成15年度以降、資源として再生利用される資源物量の増加として、分別収集の推進の効果があらわれている。

第9期分別収集計画（以下、「本計画」という。）は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「法」という。）第8条の規定に基づき策定するものであり、市民・事業者・行政が協働して取り組むべき方針を示すことにより、分別収集を効率的に実施することはもとより、容器包装廃棄物の減量に係る施策を積極的に展開し、本市における資源循環型社会の構築を促進することを目的とするものである。

2 基本の方針

本計画を実施するにあたっての基本の方針を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制
- ・ 分別収集の実施
- ・ 環境に配慮したごみ処理と資源化
- ・ グリーン購入の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間（令和2年度から令和6年度）とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、鋼製容器、アルミニウム製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	27,613 t	27,618 t	27,622 t	27,629 t	27,633 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図る為、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民・事業者・行政が、それぞれの役割を積極的に果たし、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 市民・事業者・行政の役割分担

市民の役割	<ul style="list-style-type: none">・容器包装廃棄物の発生抑制の努力・容器包装廃棄物の分別排出・集団資源回収への協力
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">・容器包装廃棄物の発生抑制の努力・自主ルートでのリサイクル推進・排出責任者の自覚と責任ある廃棄物の処理・容器包装廃棄物の分別排出
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">・分別収集の実施・市民・事業者へのPRの強化・事業系廃棄物の対策の強化・集団資源回収の促進

(2) 減量化行動計画

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の施策を実施する。

- ・ グリーンコンシューマーの育成
- ・ 簡易包装や買い物袋持参運動（レジ袋の大幅削減）の推進
- ・ リターナブル容器およびリユース容器の利用促進
- ・ エコリサイクル推進事業所制度の推進
- ・ 廃棄物排出者責任の周知徹底
- ・ リサイクル啓発施設を中心とした啓発事業の推進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のとおり定める。また、収集運搬に係る分別区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集運搬に係る分別区分	
主として鋼製の容器（以下「スチール製容器」）	飲料かん	
主としてアルミニウム製の容器（以下「アルミニウム製容器」）		
主としてガラス製の容器	無色ガラス製容器	びん
	茶色ガラス製容器	
	その他ガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く） （以下「紙パック」）	紙パック	
主として段ボール製の容器包装（以下「段ボール」）	段ボール	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの （以下「その他紙」）	紙製容器包装	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの （以下「ペットボトル」）	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの （以下「その他プラスチック」）	プラスチック製容器包装	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
スチール製容器	260t		250t		250t		250t		240t	
アルミニウム製容器	848t		846t		844t		842t		840t	
無色ガラス製容器	(合計) 923t		(合計) 897t		(合計) 870t		(合計) 843t		(合計) 817t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 923t	(引渡) 0t	(独自処理) 897t	(引渡) 0t	(独自処理) 870t	(引渡) 0t	(独自処理) 843t	(引渡) 0t	(独自処理) 817t
茶色ガラス製容器	(合計) 692t		(合計) 662t		(合計) 632t		(合計) 602t		(合計) 572t	
	(引渡) 415t	(独自処理) 277t	(引渡) 397t	(独自処理) 265t	(引渡) 379t	(独自処理) 253t	(引渡) 361t	(独自処理) 241t	(引渡) 343t	(独自処理) 229t
その他ガラス製容器	(合計) 497t		(合計) 480t		(合計) 463t		(合計) 446t		(合計) 429t	
	(引渡) 497t	(独自処理) 0t	(引渡) 480t	(独自処理) 0t	(引渡) 463t	(独自処理) 0t	(引渡) 446t	(独自処理) 0t	(引渡) 429t	(独自処理) 0t
紙パック	24t		23t		23t		23t		22t	
段ボール	2,287t		2,342t		2,397t		2,452t		2,507t	
その他紙	(合計) 713t		(合計) 709t		(合計) 704t		(合計) 700t		(合計) 695t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 713t	(引渡) 0t	(独自処理) 709t	(引渡) 0t	(独自処理) 704t	(引渡) 0t	(独自処理) 700t	(引渡) 0t	(独自処理) 695t
ペットボトル	(合計) 2,313t		(合計) 2,443t		(合計) 2,573t		(合計) 2,703t		(合計) 2,833t	
	(引渡) 1,157t	(独自処理) 1,156t	(引渡) 1,222t	(独自処理) 1,221t	(引渡) 1,287t	(独自処理) 1,286t	(引渡) 1,352t	(独自処理) 1,351t	(引渡) 1,417t	(独自処理) 1,416t
その他プラスチック	(合計) 3,365t		(合計) 3,416t		(合計) 3,467t		(合計) 3,518t		(合計) 3,569t	
	(引渡) 3,365t	(独自処理) 0t	(引渡) 3,416t	(独自処理) 0t	(引渡) 3,467t	(独自処理) 0t	(引渡) 3,518t	(独自処理) 0t	(引渡) 3,569t	(独自処理) 0t
(うち白色トレイ)	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

別添 参考資料のとおり。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集を実施する主体は、下図に示すとおりである。

なお、現在実施している古紙類・繊維類の集団資源回収は、町会・PTA等の集団資源回収団体が引き続き実施するものとし、行政は団体への支援を実施する。

容器包装の種類	収集運搬に係る分別区分	収集運搬段階	選別保管段階
スチール製容器	飲料かん	市(直営・委託)による定期収集運搬、又は自己搬入	市(直営・委託)による選別、保管
アルミニウム製容器			
無色ガラス製容器	びん		
茶色ガラス製容器			
その他ガラス製容器			
紙パック	紙パック		
段ボール	段ボール		
その他紙	紙製容器包装		
ペットボトル	ペットボトル		
その他プラスチック	プラスチック製容器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設の整備は、下図に示すとおりである。

容器包装の種類	収集運搬に係る分別区分	収集容器	収集車両	中間処理	
スチール製容器	飲料かん	透明袋	・パッカー車 ・平ボディー車 (分別収集に必要な車両の低公害化を図る)	川口市リサイクルプラザ (選別・保管)	
アルミニウム製容器					
無色ガラス製容器	びん				
茶色ガラス製容器					
その他ガラス製容器					
紙パック	紙パック				ひも結束
段ボール	段ボール				
その他紙	紙製容器包装				
ペットボトル	ペットボトル				透明袋
その他プラスチック	プラスチック製容器包装				

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 広報普及活動

発生抑制および分別収集に関する意識の向上を図るため、「広報かわぐち」や「PRESS530」を始めとした刊行物、リサイクルプラザでの啓発事業、公民館等で実施される生涯学習事業への支援等、ごみの減量化、リサイクルの意識について更なる向上を図るべく積極的に市民、事業者に対して広報普及活動を実施する。

また、一般廃棄物会計基準に基づき、一般廃棄物処理事業に係る財務書類（原価計算書、行政コスト計算書、資産・負債一覧）を作成し、公表する。

(2) 集団資源回収への支援

集団資源回収活動の促進を図るため、集団資源回収団体に助成金を交付する。

(3) 事業者の分別排出促進のための取り組み

ア 事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の事業用建築物の所有者に対し、廃棄物管理責任者の選任届出、減量計画の作成・提出、再生利用対象物および廃棄物の保管場所の設置を義務付ける。

また、事業用建築物の建設者に対し、再生利用対象物および廃棄物の保管場所の設置を義務付ける。

イ 10戸以上の共同住宅建設者に対して、再生利用対象物および廃棄物の保管場所の設置を義務付ける。

ウ 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則で定める開発事業を行う場合、当該開発事業の完了後に発生する廃棄物の適正な処理方法等についての届出を義務付ける。

エ ごみの減量化・再利用・資源化の取り組みに対し、エコリサイクル推進事業所の登録制度により、事業者の自主的な活動を支援する。

(4) 市民の意見を施策に反映するための取り組み

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）

第5条の7の規定に基づき、川口市廃棄物対策審議会を設置し、一般廃棄物の減量及び適正処理に関する事項を審議する。

イ 廃棄物処理法第5条の8に基づき、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者の内からクリーン推進員を委嘱し、本市の分別収集を始めとした施策の推進、市民の意見の聴取や施策の普及に関する協力を求めるものとする。

(5) レジ袋の大幅な削減に向けた取り組み

地球高温化及び廃棄物の発生抑制を図るため、「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」に基づき、より一層のレジ袋の削減を目指す。

《 資 料 編 》

1 容器包装廃棄物の排出量の見込み算出根拠

容器包装廃棄物排出量の推計

項目	ごみ排出量 に占める 容器包装廃 棄物比率(%)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
家庭系一般ごみ	-	108,644t	108,549t	108,444t	108,334t	108,216t
資源物	-	22,223t	22,343t	22,468t	22,606t	22,745t
家庭系一般ごみ・資源物計	-	130,867t	130,892t	130,912t	130,940t	130,961t
スチール製容器	0.7%	916t	916t	916t	917t	917t
アルミ製容器	1.0%	1,309t	1,309t	1,309t	1,309t	1,310t
無色のガラス製容器	1.8%	2,356t	2,356t	2,356t	2,357t	2,357t
茶色のガラス製容器	1.3%	1,701t	1,702t	1,702t	1,702t	1,702t
その他の色のガラス製容器	0.7%	916t	916t	916t	917t	917t
飲料用紙製容器	0.5%	654t	654t	655t	655t	655t
段ボール	3.1%	4,057t	4,058t	4,058t	4,059t	4,060t
紙製容器包装	2.8%	3,664t	3,665t	3,666t	3,666t	3,667t
ペットボトル	1.7%	2,225t	2,225t	2,226t	2,226t	2,226t
プラスチック製容器包装	7.5%	9,815t	9,817t	9,818t	9,821t	9,822t
容器包装廃棄物計	-	27,613t	27,618t	27,622t	27,629t	27,633t

※ 家庭系一般ごみ・資源物量に「ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率
(市町村分別収集計画策定の手引き(九訂版)の平成29年度平均値)を乗じ算出。

※ ごみ排出量は、第6次川口市一般廃棄物処理基本計画の推計値。

2 分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み算出根拠

(1) スチール製容器

平成27～30年度の実績を基に回帰直線で計算値を求めると、資源化量が大幅に減少する(①)。

平成29～30年度の減少傾向が長期的に続くとは限らず、極端な推計値は避ける必要がある。このため、計算値の一の位1～9を切り上げて採用値とする補正を行う(②)。

以降、実績および採用値を基に、次年度の計算値(③)、採用値(④)を求める。

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
287t (実績)	279t (実績)	281t (実績)	262t (実績)	259t (計算値)	252t (計算値)	245t (計算値)	238t (計算値)	231t (計算値)	224t (計算値)

①

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
287t (実績)	279t (実績)	281t (実績)	262t (実績)	260t (採用値)	260t (採用値)	250t (採用値)	250t (採用値)	250t (採用値)	240t (採用値)

259t (計算値)	253t (計算値)	250t (計算値)	244t (計算値)	241t (計算値)	239t (計算値)
---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

(2) アルミニウム製容器

平成27～30年度の実績を基に回帰直線で計算値を求め、採用値とする。

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
857t (実績)	858t (実績)	848t (実績)	854t (実績)	850t (計算値・採用値)	848t (計算値・採用値)	846t (計算値・採用値)	844t (計算値・採用値)	842t (計算値・採用値)	840t (計算値・採用値)

(3) 無色ガラス製容器

平成27～30年度の実績を基に回帰直線で計算値を求め、採用値とする。

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1,041t (実績)	1,069t (実績)	971t (実績)	985t (実績)	950t (計算値・採用値)	923t (計算値・採用値)	897t (計算値・採用値)	870t (計算値・採用値)	843t (計算値・採用値)	817t (計算値・採用値)

(4) 茶色ガラス製容器

平成27～30年度の実績を基に回帰直線で計算値を求め、採用値とする。

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
838t (実績)	823t (実績)	777t (実績)	752t (実績)	722t (計算値・採用値)	692t (計算値・採用値)	662t (計算値・採用値)	632t (計算値・採用値)	602t (計算値・採用値)	572t (計算値・採用値)

(5) その他ガラス製容器

平成27～30年度の実績を基に回帰直線で計算値を求め、採用値とする。

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
594t (実績)	538t (実績)	567t (実績)	527t (実績)	514t (計算値・採用値)	497t (計算値・採用値)	480t (計算値・採用値)	463t (計算値・採用値)	446t (計算値・採用値)	429t (計算値・採用値)

○指定法人引渡し及び独自資源化の内訳のある
 分別基準適合物の特定分別基準適合物の見込み量算定根拠

(4) 茶色ガラス製容器

処理割合

処理方法	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
指定法人へ引き渡し	60%	60%	60%	60%	60%
独自処理	40%	40%	40%	40%	40%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

処理見込み量

処理量	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
指定法人引渡数量	415t	397t	379t	361t	343t
独自処理量	277t	265t	253t	241t	229t
合計	692t	662t	632t	602t	572t

(9) ペットボトル

処理割合

処理方法	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
指定法人へ引き渡し	50%	50%	50%	50%	50%
独自処理	50%	50%	50%	50%	50%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

処理見込み量

処理量	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
指定法人引渡数量	1,157t	1,222t	1,287t	1,352t	1,417t
独自処理量	1,156t	1,221t	1,286t	1,351t	1,416t
合計	2,313t	2,443t	2,573t	2,703t	2,833t



きらり川口 エコ・シティ

第9期 分別収集計画

令和元年6月

編集・発行

川口市環境部資源循環課

川口市朝日4-21-33

TEL 048-228-5370

FAX 048-228-5322